

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 17 日

秋田市長 沼 谷 純

秋田市規則第19号

秋田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

秋田市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年秋田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を「秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」に改め、「平成26年秋田市条例第58号）」の次に「、秋田市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和 8 年秋田市条例第15号）」を加える。

第10条を第11条とする。

第 9 条の表第33号中「第28条の14第 1 項」の次に「および施行規則第28条の29第 1 項」を加え、同表第34号中「第28条の14第 2 項」の次に「および施行規則第28条の29第 2 項」を加え、同表中第52号を第63号とし、第51号を第62号とし、同表第50号中「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同号を同表第61号とし、同表中第49号を第60号とし、第48号を第59号とし、同号の前に次のように加える。

(53)	施行規則第44条の 2 において準用する施行規則第39条	特定乳児等通園支援事業者確認申請書
(54)	施行規則第44条の 2 において準用する施行規則第40条	特定乳児等通園支援事業者確認変更申請書
(55)	第 8 条第 2 項	特定乳児等通園支援事業者確認（変

		更) 結果通知書
(56)	施行規則第44条の2において準用する施行規則第41条第1項	特定乳児等通園支援事業者変更届
(57)	施行規則第44条の2において準用する施行規則第41条第3項において準用する施行規則第34条	特定乳児等通園支援事業利用定員減少届
(58)	法第54条の3において準用する法第48条	特定乳児等通園支援事業者確認辞退届

第9条の表中第47号を第52号とし、第36号から第46号までを5号ずつ繰り下げ、第35号の次に次のように加える。

(36)	施行規則第28条の22第1項	乳児等支援給付認定申請書
(37)	法第30条の15第3項	乳児等支援支給認定証
(38)	施行規則第28条の25第1項	乳児等支援給付認定取消通知書
(39)	施行規則第28条の26第1項	乳児等支援給付認定変更届
(40)	施行規則第28条の27第2項	乳児等支援支給認定証再交付申請書

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(特定乳児等通園支援事業者の確認の変更等の申請等)

第8条 法第54条の2第2項の規定により市長から特定乳児等通園支援事業者の確認を受けた者は、当該確認において定められた利用定員を増加しようとするときは、その利用定員の増加の日の3月前までに、施行規則第44条の2において準用する施行規則第40条の申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、施行規則第44条の2において準用する施行規則第39条および第40条の規定ならびに前項の規定により申請書が提出されたときは、特定乳児等通園支援事業者の確認又は確認の変更の可否を決定し、その旨

を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。